

第2回「議会報告会・意見交換会」における ご意見ご要望に対する当局からの回答

平成26年4月15日(火)～25日(金)開催

米沢市議会

平成26年4月15日（火）から25日（金）までの期間、市内17地区において開催いたしました第2回議会報告会・意見交換会において、市民の皆様からいただきましたご意見ご要望等の内、米沢市当局に回答を求めた内容について報告いたします。

なお、本市議会において継続して協議中の案件もございますので、結論が出次第、追って報告させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

総務文教常任委員会所管

1 米沢市の年齢別人口の動態や高齢化率等の基本的なデータを、様々な機会において知らせてほしい。(南部地区)

(回答)

本市の総人口は、平成26年8月1日現在86,562人となっており、平成25年10月1日現在の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、27.0%となっております。

人口等の基本情報の周知については、市のホームページや広報よねざわ等を通して行っておりますが、今後はより多くの市民の皆様へ各地区の人口動態等を含めた情報を詳しくお知らせするために、各コミュニティセンターの広報誌に掲載していただく等、工夫しながら周知に努めていきたいと考えております。

2 市では、公契約条例の制定について検討はなされているのか。(南部地区)

(回答)

本市の建設工事、測量設計業務の入札においては、「低入札調査制度」に基づき、著しく低い価格での落札を防止していること等から、そのもとで従事する者の適正な労働条件も確保されているものと考えています。また、その他の業務委託における賃金等の労働条件については、当該企業の労使間で決定されるべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき適正に定められているものと認識しています。

一方、公契約条例が目指している労働条件の確保(あらかじめ賃金の最低基準額を定める等の制度)については、特定の地域や業種に偏らないよう国の政策として法律により行うべきものと考えておりますことから、現在、本市としては独自に公契約条例を制定する予定はありません。

なお、今後につきましては、他自治体の状況を引き続き注視していきたいと考えております。

3 市債残高はどれくらいになっているのか。次世代に多額の借金を残さないようにしてもらいたい。(中部地区)

(回答)

平成25年度末の市債残高は、次のとおりです。(表示単位未満四捨五入)

一般会計	357億8,644万円
と畜場及び食肉市場費特別会計	8億 200万円
青果物地方卸売市場費特別会計	2,306万円
下水道事業費特別会計	181億4,104万円
農業集落排水事業費特別会計	2億8,633万円
水道事業会計	17億3,842万円
市立病院事業会計	11億5,939万円
合 計	579億3,668万円

一般会計の残高のうち203億6,188万円は、学校や道路などの公共施設をつくるために借り入れた市債であり、将来それらの施設を使う人達にも平等に建設費を負担してもらう意味がありますが、次世代に過度な負担を残さないように事業の選択や費用の精査を行っていきたいと思っています。

一般会計の残りの154億2,456万円は、主に地方全体の財源不足を補てんするために国から割り当てられて借り入れているものです。この借入をしなければ行政サービスの水準が大幅に低下してしまいますし、本市だけの努力では解決できない課題でもあります。

一般会計以外の市債は、原則としてそれぞれの事業の料金収入等で返済を行っていくものですが、一定程度は市税からの負担もありますので、適正な規模の借入を行っていきたいと思っています。

4 中心市街地の整備について

(1) 新文化複合施設の経済効果をきちんと評価してほしい。(中部地区)

(2) 武者道や西條天満公園の効果について、しっかり評価してそれを公開すべきであると思うがどうか。(中部地区)

(3) 武者道の利用者数は把握しているのか。(塩井地区)

(回答)

新文化複合施設、武者道及び西條天満公園は、都市再生整備計画に位置付け整備しているもので、その計画においては、目標を定量化する指標を設定し事業効果を評価することになっており、当初の事業期間の平成26年度末時点での評価を行うとともに、さらに、新文化複合施設の完成が平成27年度になることからフォローアップ評価を行い公表していく予定です。

(4) 中心市街地活性化においては、まちなかへの居住促進が重要であることから、中心部に公共住宅を整備してほしい。(中部地区)

(回答)

昨年度、本市が管理する公営住宅の今後10年間の方針を定める「米沢市公営住宅長寿命化計画」を策定しました。その中で、今後予想される人口動態、要支援世帯数を推計しながら公営住宅の必要戸数を検証した結果、必要戸数は現有施設を適正に管理することで確保できるものと考えております。そのため、今後10年間につきましては新たな建設は見送るものとしております。

ただし、次期計画においては、まちなか居住の観点も含め、全体的な配置バランスを再検討しながら整備していきたいと考えております。

(5) 市民文化会館東側に建設が予定されている市営駐車場は、立体駐車場となっており高齢者には不便であるが、何か対策はあるのか。(塩井地区)

(回答)

現在、市民文化会館東側に建設中の駐車場は、道路交通の円滑化及び市民の利便を図ることを目的として新文化複合施設と一体的に整備を進めています。中心市街地の限られた敷地を有効に活用するとともに、より多くの市民の皆様にご利用いただける

よう3階4層の立体駐車場として153台収容可能な設計にしています。

また、利用される方にご不便をお掛けしないよう、バリアフリー対策として、1階に身障者等用の駐車スペースを3台分設けるほか、エレベーターや多目的トイレを設置するなど、幅広い年代の皆さんにご利用いただけるよう整備していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、当駐車場は、平成28年春に供用を開始する予定ですが、市民文化会館、市立米沢図書館及び市民ギャラリーを利用される場合は、駐車料金を3時間まで無料にする予定ですので、是非ご利用くださいますようお願いいたします。

5 たばこの税収を考えれば、きちんと分煙を進めて喫煙者がたばこを吸える環境を整備すべきではないか。(愛宕地区)

(回答)

市たばこ税は、平成25年度決算においては683,436千円の収入となっております。税制改正により増減はありますが、近年の健康志向から減少傾向にあると思われま

す。一方、国や県では「世界禁煙デー」や「禁煙週間」に、禁煙や受動喫煙の防止を呼び掛けています。市民の健康を守るという観点からすると、喫煙や受動喫煙による健康被害を考慮した場合、分煙ではなく、禁煙を勧めていく必要があると考えます。

まずは、喫煙者のマナー遵守や分煙対策について、広く啓発していきたいと考えております。

6 いじめ問題について

(1) いじめの問題については、忙しい担任の先生だけではなく、級外の先生の対応も必要ではないか。また、教育委員会だけに任せるのではなく、市担当部局及び議会も含め、全体で対応すべきではないか。(愛宕地区)

(回答)

各学校では、いじめに関わらず、発生する様々な出来事には、全職員の共通理解のもと、組織的に対応するようにしており、担任や担当者だけが抱え込むことのないように心がけております。

いじめを始め、不登校や学校不適應などの未然防止、早期解決には、早期発見、早期対応が大切ですので、授業中はもちろんのこと、休み時間や放課後、中学校では部活動の時間まで、担任や部活動の顧問だけでなく、学年担当者、学級外の教職員、養護教諭等、より多くの目で見守ることができるよう取り組んでおります。

また、平成25年6月に公布されました「いじめ防止対策推進法」の制定意義の中にも、「一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取りこむことが必要である。」とされています。

このようなことから、市の関係部署を始め、議会や県の関係機関、病院や警察、児童相談所など、様々な機関との連携は大切なことと捉えており、必要に応じて、関係機関との連携を取っていききたいと考えております。

(2) スクールガイダンスプロジェクトの内容充実は大変良いことであるが、いじめ対策についても予算を付けて対応してはどうか。また、いじめに対しては、市、NPO団体、議会が協力して三位一体で対応してほしい。(山上地区)

(回答)

ご指摘の「いじめ対策にも予算をつけては」という点については、今年度は「だれもが行きたくなる学校づくり研修会」を実施するための予算を計上しており、いじめの未然防止に向けた教員研修会を行っております。また、今後は、今年度のような取組に加え、いじめ防止対策推進法に沿った組織の設置等、予算が必要と思われるものもありますので、検討していきたいと思っております。

さらに、いじめ問題は、それぞれのケースによって様々な対応になりますし、未然防止や早期発見、早期対応のためには関係機関との協力、連携が必要になりますので、連携を深めていきたいと考えております。

7 消防団員確保については、独自性のある有効な対策を考えてほしい。(六郷地区)

(回答)

消防団員の確保については、団員のサラリーマン化や少子高齢化、過疎化等々の社会変化により、全国的な課題となっており、本市においても、条例定数1016名に対し、947名(平成26年4月1日現在)と欠員が出ている状態です。

平成23年には消防団協力事業所制度が開始され、市内の企業等が現在19社、協力事業所として登録されており、協力していただいております。また、平成24年からは女性消防団員(10名、平成26年4月現在)を募集するなど、団員減少に歯止めをかけるべく対策をとっているところです。

団員確保については、地域住民へ団活動への理解を深めるため広報誌やメディアを用いた広報活動を行い、各分団で個別に団員候補者のお宅を訪問し、勧誘しております。

今回の御意見をもとに、今後、消防団員に対して独自に支援を行っている他市町村の事業等を参考にしながら団員の確保に努めたいと考えております。

8 広域消防になったことで、他地区の地理に不案内になっているのではないか。一刻を争う事態への対応においては地元の地理に詳しい人を配置すべきである。(田沢地区)

(回答)

置賜広域行政事務組合の各消防署では、災害地点の確認において、119番受付時に指令センターから各車両のシステムに災害地点が転送され、これにより各車両の職員が出動していますが、職員は指示された目標物を確認しながらも、システムだけを信用することなくあらゆる情報と知識等から現場に赴いています。

また、市内の消火栓や防火貯水槽の位置についても定期的に調査を実施しているほか、各職員が非番日等を利用し調査を行うなどして把握に努めております。

しかし、山間地等、住所の特定が困難な災害現場においては地元の住民又は消防団員の案内がなければ分かりにくい場所等もあることから、なお一層の住民、消防団員のご協力をお願いします。

職員の配置については、地元を優先としながらも資格等を考慮し、各署には地域に精通する職員を多く配置しておりますが、住民の安心安全の確保に努めるため、今後も様々

な要件を考慮しながら広域メリットを生かした職員配置を図っていきます。

- 9 市街地に比べ山間部は町内会費が高く、新規住民が町内会費を払わないケースが起きており、また、市街地に新居を構える若者もいる。それを是正するために、市においては、補助をする等して格差をなくしてもらいたい。(山上地区)

(回答)

町内会費は、地域の皆さんがそれぞれの区域内で任意に金額を決定し、集金しているものと思います。その町内会費の金額の格差を埋めるために、特定の地域に補助等をするについては、公平性の観点から難しいものと考えます。

町内会費は、町内会の維持運営のほかに地域内の親睦を図るなど、様々な目的があつて集めているものと思いますので、そのことを新規住民の方にも理解していただくよう、地域の中で働きかけをお願いします。

民生常任委員会所管

10 公衆街路灯について

- (1) LED公衆街路灯設置費補助を受ける際、町内会が一旦設置費用を全額支払わなければならないが、町内によっては対応できないところもある。何かよい方法はないか。(南部地区)

(回答)

今年度、補助金交付に関し町内会での負担が大きいため手続きの見直しについて別件でもご要望をいただいております。来年度の補助金交付に向け検討を行っていきます。

- (2) 町内の負担が大きいことから、LED公衆街路灯設置費補助金の補助率を100%にして欲しい。(六郷地区)

(回答)

本市では、市内企業製品使用の場合は設置に要する費用の7割若しくは上限額(新設、更新、W数などにより異なる)、市外企業製品使用の場合は設置に要する費用の5割若しくは上限額としており、補助金額は県内でも高い方です。全額市で負担することは本市の財政状況も厳しいことから、これまで同様町内会等で設置する場合に補助させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

- (3) 市役所の東側の市道は、店舗等が開いているときは明るいですが、深夜12時を過ぎると真っ暗になる。若者達が夜中の2時・3時頃までカラオケをやっており、事件事故が起こる前に街路灯の設置を検討してほしい。(北部地区)

- (4) 通学路で道路照明の無い場所に、防犯灯として設置の申請をすることはできるか。(上郷地区)

(回答)

公衆街路灯いわゆる防犯灯の設置者は町内会や商店街などの地域団体となっており、修繕や電気料など管理費用もご負担いただいております。このため、各地域団体では、本市で行っているLED公衆街路灯設置費補助金や公衆街路灯電気料補助金を活用して、街路灯の設置、維持管理に当たっていただいております。

また、これとは別に本市ではLED防犯灯設置事業を行っております。過去、街路灯空白区域において事件が発生したこともあり、空白区域の解消を目的に市で設置を行っております。なお、設置後の管理費用一切につきましては当該地域団体にご負担いただいております。場所の選定につきましては、米沢市防犯協会の各支部から候補地を推薦いただき、その中から市内数か所（平成25年度は3地区58灯）への設置を進めております。市内各地区からの設置箇所推薦及び予算の関係から年度内での設置に至らない場合があります。

いずれの場合も、今年度の受付は締切りましたが、補助内容や事業費の変更はさておき来年度も同事業を実施していく予定でおりますので、当該制度をご利用いただき設置をご検討いただければ幸いです。

(5) 街路灯は本来、市で設置すべきものとする。町内会で設置して市が補助金を出さずというのはおかしいのではないのか。(万世地区)

(回答)

本市では、防犯灯による犯罪抑止を図り地域の安全安心を守るためLED防犯灯の推進を行っております。地域の安全、防犯は地域住民の皆さんの協力が必要であり意識が大切と考えております。本市の財政状況の関係もありますが、防犯灯は地域での必要箇所や施設箇所の把握等状況確認を迅速に行っていただける地域団体に設置していただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

(6) 雇用促進住宅窪田宿舎の西側は通学路になっているが、街路灯は設置されていない。当該道路に電柱はないが、街路灯を設置する方法はあるか。(窪田地区)

(回答)

公衆街路灯いわゆる防犯灯の設置者は町内会や商店街などの地域団体となっており、修繕や電気料など管理費用もご負担いただいております。このため、各地域団体では、本市で行っているLED公衆街路灯設置費補助金や公衆街路灯電気料補助金を活用して、街路灯の設置、維持管理に当たっていただいております。

また、これとは別に本市ではLED防犯灯設置事業を行っております。過去、街路灯空白区域において事件が発生したこともあり、空白区域の解消を目的に市で設置を行っております。なお、設置後の管理費用一切につきましては当該地域団体にご負担いただいております。場所の選定につきましては、米沢市防犯協会の各支部から候補地を推薦いただき、その中から市内数か所（平成25年度は3地区58灯）への設置を進めております。候補地の推薦をいただいた現地の確認により無灯地区（防犯灯間隔の広い地区含む）への設置を優先して行っております。そのため、市内各地区から設置箇所の推薦をいただいておりますが、無灯地区への優先及び予算の関係から年度内での設置に至らない場合があります。

補助内容や事業費の変更はさておき来年度も同事業を実施していく予定でありますので、当該制度をご利用いただき設置をご検討いただければ幸いです。

1 1 大門交番から一本東側の柳町十字路において、交通事故が多発していることから、信号の設置等を要望したいと考えているが、地区としての意見集約をどのように図っていけばいいか。(南部地区)

(回答)

信号機の設置については、県公安委員会の決定に基づいて設置されますので、警察署の交通規制係へ要望をお伝えしたところ、該当箇所については以前、信号機が設置されておりましたが、20年以上前に撤去されたそうです。詳細な理由は不明ですが、路面表示などを施した上で撤去したようです。

信号機の設置については、全国的な指針に則って警察署で現地調査を行った上で、県公安委員会へ要望を上げて判断を仰ぎます。米沢市内においては、既にこれ以上の信号機増設は難しく、以前設置されていた箇所に再設置となると、その理由が必要になると考えられます。

どのような経過で信号が撤去されたかご存知の方がいらっしゃれば撤去理由をお聞きし、それを踏まえて、撤去により交通事故が多発した因果関係を盛り込んだ要望を出していただきたいと思います。

1 2 脳ドック検査費助成について

(1) 対象年齢を70歳まで延ばして欲しいがどうか。(中部地区)(上郷地区)

(回答)

国のがん検診推進事業では、大腸がんの検診費用が無料となるクーポン券の対象者は、40歳から5歳刻みで60歳の人までとじていますが、本市では、関係機関からの助言もあり、65歳の人にも対象者に加えています。

これに合わせ、検診に対する助成ということで、脳ドック検査費助成対象者も65歳になる人までとしました。当面、この考え方で事業を推進していきたいと考えております。

(2) 対象を国民健康保険加入者としているのはなぜか。(六郷地区)

(回答)

健康保険事業の運営主体のことを「保険者」といいます。「保険者」とは、公的医療保険の健康保険証の発行機関であり、具体的には、会社員等の健康保険の場合は「健康保険組合」または「全国健康保険協会(協会けんぽ)」、自営業者・退職者・農業従事者等の国民健康保険の場合は「市町村」または「国民健康保険組合」、公務員・教員等の共済組合の場合は「共済組合」などとなっています。

保険者は、被保険者の健康の保持・増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされております。

この事業は、米沢市国民健康保険の「保険者」である米沢市が、米沢市国民健康保険被保険者(加入者)の健康の保持・増進を図ることを目的に実施するものなので、対象者は、米沢市国民健康保険の加入者となります。

1 3 健康づくりを推進することによって、医療保険負担を減らし、その分を有効に活用してほしい。(中部地区)

(回答)

健康づくりの推進のために、本市では様々な事業を実施していますが、中でも各種の健康診査は、疾病の早期発見・早期治療に直接関わるものであり、医療費負担に大きく影響してきます。しかし、各種健康診査の受診率は、県内でも低く、医療費は年々増加しています。

対策として、「健診ガイドブック」の全戸配布や、「無料クーポン券」の交付等、周知・受診勧奨に力を入れているところです。

健康づくりの推進のための事業は、この他にも、自殺予防や閉じこもり予防、介護予防や運動習慣改善等を実施していますが、健康づくりの機運を高め、健康寿命の延伸を図ることで、結果的に医療費や介護サービス費の負担を減らすことができるよう努めています。

1 4 前立腺がん検診に年齢制限があるが、より幅を持たせて上限拡充をしてもらいたい。(田沢地区)

(回答)

前立腺がん検診（P S A 検診）は、今年度から50歳代で2歳刻みの方を対象として実施しておりますが、実施年齢は日本泌尿器科学会の「前立腺がん検診ガイドライン」を参照し、米沢市医師会と協議を行い、前立腺がんの早期発見・早期治療に有効な年齢を設定したものです。

また、市の補助対象年齢から外れた方については、検診会場における追加項目としての受診も可能となっております。

ご要望の実施年齢の上限拡充については、今後、「前立腺がん検診ガイドライン」が見直された場合、米沢市医師会と協議し、必要となった場合には見直しの検討をいたします。

1 5 広幡地区において、3～4年前から西の山際から悪臭が漂ってくる。6月が特にひどいようであるが、市はこのことを把握されているか。(広幡地区)

(回答)

ご質問いただいた悪臭の原因については、現地確認をしておりませんので断定はできませんが、下小菅にある養鶏事業所若しくは川西町にある養豚事業所からの悪臭である可能性があると思われます。

養鶏事業所からの悪臭に係る相談については以前から市に寄せられており、市では事業所に対し、文書で臭気対策を講じることを求める等の指導を行っております。

最近では、平成24年度に事業所からの悪臭に係る相談が寄せられたため、夜間現地調査等を行いました。悪臭は確認できなかったところです。なお、事業所近隣住民の方によると、「以前の悪臭がひどかった時と比べれば我慢できる程度まで改善しているが、夏季は夕方になると、においが漂ってくる時もある。」とのことでしたので、市では、事業所に対し、引き続き臭気対策に努力するよう要請したところです。

市としては、生活環境に影響するような強い臭気が頻繁に漂ってくるような状況であ

れば、現地調査の上、原因の特定と原因者に対する指導等を行いたいと考えていますので、今後、そのような状況となった場合には、市にご連絡いただきたいと思います。

1 6 少子化解消に向けて、目に見える補助金が必要ではないか。(三沢地区)

(回答)

本市では、米沢市次世代育成支援計画の策定に当たり、平成16年度に就学前児童と小学生の保護者の方にアンケート調査を行い、「少子化の原因」については「子育てにお金がかかる」と「仕事と子育ての両立が難しい」との回答が多くありました。また、平成22年度のアンケート調査で、「市に対してどのような子育て支援の充実を期待するか」については「医療給付の充実」等家計の負担軽減を望む声を多くいただきました。

以上のことから、子育て世代の家計の負担の軽減を図るために、乳幼児等の医療費を助成する「子育て支援医療」の対象者を外来分について小学生までに拡大しました。

一方、子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は約10%といわれ、不妊治療の進歩とともに、積極的に治療を受ける夫婦が増加しています。しかし、不妊治療は健康保険の適用がないため高額となり、経済的な負担が大きくなっています。

そのため、少子化対策の一環として、本市では、山形県が実施している特定不妊治療費の助成を受けている人に対して、上乘せして治療費の一部を助成し、負担軽減を図っているところです。

1 7 LED信号機は発熱しないため、冬期間において、雪が付着して光が見えなくなることがある。改善策はないか。(東部地区)

(回答)

雪によって見えにくくなるLED信号機への改善策について、既存の信号機の管理をしております警察署に確認したところ、山形県警本部の規制課で進めている対応策は以下の2点です。

① 着雪防止として、信号機本体にお椀形の透明なアクリルを付けること。

これは置賜総合支庁の南西の信号機に既に設置されており、また、郊外を中心に進めております。

② 融雪対策として、信号の赤色ランプを中心に、発熱する電熱のシールを貼ること。

上記2つの方法を県警本部の規制課で進めていますが、現在のところ、効果的な改善策を模索中とのことです。北海道などの他の地域でも同様に改善策を探しているそうです。

1 8 高齢者等除雪援助員派遣事業の対象を自動落雪屋根の落雪片付けまで拡充してはどうか。(田沢地区)

(回答)

高齢者等雪下ろし助成事業について、屋根の雪下ろし及び雪下ろしによる避難路確保の除雪に限定していたものを、平成26年度より自動落雪式屋根からの落雪により建物の破損などの危険性がある場合の除雪についても対象に加えることで、支援制度を拡充します。

19 田沢地区の国道沿いの雑貨屋が駐車場内（待避所内）で作業しており、市民バスも回転できない。年々ひどくなっており、景観条例等で取り締まることはできないのか。

（田沢地区）

（回答）

職員が待避所の現場確認をしましたが、市民バスの回転に支障が出るような状態ではありませんでした。今後、市民バス運行の妨げにならないよう道路管理者と協議するなど、対応を検討していきたいと考えております。

また、本市が運用している景観法に基づく景観誘導は、建物を新たに建てる際や再生資材、土石を新たに堆積する際に、どのような建物を建てるか、どのように堆積するのか届出を受け、景観形成基準に沿わない場合は景観配慮を指導するものです。

このため、既存の建物について景観配慮をお願いすることが制度的にはできない状況です。

また、物件の堆積についても再生資材や廃棄物、土石を30日以上堆積する場合は届出の対象となっており、有価物を屋外に積む行為については、景観法に基づき景観配慮を依頼することはできないものと考えております。

20 介護に携わっていない孫の収入が多いことから「紙おむつの給付」が受けられない状況であるが、この実態等を考慮し制度を改善することはできないか。（山上地区）

（回答）

寝たきり高齢者及び障がい者等紙おむつ給付事業の支給の条件としては、世帯に属する者全員の当該年度の市町村民税額が13万円以下であることとしております。

紙おむつが必要な方にはできる限り支援していきたいと考えており、一定の基準のもと給付をしていることをご理解いただきたいと思います。

一方、紙おむつの使用が身体機能の低下や自信の喪失につながり、状態を悪化させてしまう場合もありますので、紙おむつの使用回数を減らせないかケアチームで検討いただき、自立した快適な生活を送るためにも排泄の改善に取り組んでいただくこともご検討いただきたいと思います。

なお、紙おむつの購入費用については、所得税の医療費控除の対象にもなっておりますのでご相談ください。

21 市立病院の建替え費用はかなりの額になると思われるが、医師・看護師の確保も含めて、民営化を視野に検討できないか。（塩井地区）

（回答）

市立病院は、米沢市及び近隣市町の地域医療を守る最後の受け皿としての役割を担っており、採算性の低い分野の医療であっても地域に必要なものは提供しなければならないことから、現時点では民営化は考えておりません。

ただし、この役割を維持しながら健全経営を維持していくため、今後地方独立行政法人化など他の経営形態も含めて検討していきます。

2 2 ごみのポイ捨て防止について

- (1) 八幡原の道路には、ごみのポイ捨てが非常に多い。春には地区でゴミ拾いをしているが、市では啓蒙活動をしているのか。(上郷地区)

(回答)

市では、日常的に不法投棄パトロールを行っており、ごみの不法投棄を発見した場合は「ポイ捨て禁止」看板やのぼり旗の設置、ごみの撤去などをしております。また、広報誌での周知や米沢市衛生組合連合会の各支部を通じて、町内会、地域団体や企業に協力を呼びかけ、クリーン作戦や看板設置などによる啓蒙活動にご協力をいただいております。

今後も各種会議やイベントなど様々な機会を通じ、モラルの徹底を呼びかけていかなければならないと考えております。

- (2) 上郷地区の農道には、ごみのポイ捨てが多い。対応策としてのぼり旗の設置が有効であると考えますが対応してもらえないか。(上郷地区)

(回答)

本市では、不法投棄防止対策として看板やのぼり旗の設置などを行っており、ポイ捨てが多い具体的な場所を現地確認した上で、有効な対策を講じたいと思いますのでご相談ください。

産業建設常任委員会所管

2 3 企業誘致について

- (1) 日本立地センターへの業務委託は、どのような内容か。また、効果は期待できるのか。(南部地区)(三沢地区)

(回答)

委託業務の内容は、東京に企業誘致専門員を配置し、各企業の立地意向の調査と企業訪問を業務としております。

首都圏に企業誘致のノウハウを持った職員を配置することで企業誘致活動を効率的に展開し、立地意向の調査結果を元に企業訪問（PR）が可能となるため、より効果的な企業誘致活動を行えると考えています。

- (2) 企業誘致の予算を増額することで、誘致につながるのか。(中部地区)

(回答)

今年度予算が増えた主な理由は、日本立地センターへの東京事務所機能企業立地推進業務の委託や産業用地の維持管理業務などの新たな業務によるものです。最小の予算で最大の効果が上げられるよう、昨年度策定した企業誘致方針に基づいて積極的に企業誘致に取り組んでいく考えでおります。

(3) 企業誘致はハード産業からソフト産業への転換が必要であると考え。本市でも検討していくべきではないか。(中部地区)

(回答)

米沢オフィス・アルカディアは、当初から産業業務施設(事業所・営業所・研究所)を誘致することを目的としており、研究開発機能の集積を目指しております。

このため、本市で定めている指定集積業種である情報サービス業や道路貨物運送業などのものづくり産業以外についても積極的に誘致活動を行っていきます。

(4) 八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディアは、企業立地において魅力のある場所ではないのではないかと。トップセールスだけでは厳しいと思うがどうか。(西部地区)

(回答)

企業訪問の際は、本市は災害の少ない地域であることや、市内に山形大学工学部等があり優秀な人材が確保できること等をセールスポイントとして挙げており、加えて東北中央自動車道が平成29年度に開通することで、利便性が格段に向上することなどをアピールしておりますが、このような点について訪問した企業からも高い評価をいただいております。

また、トップセールスでは、企業のトップの方々と面会することができ、貴重な情報交換を行うことができます。これ以外にも新たに立地企業への助成金制度や、近年需要が増えている土地の賃貸制度を創設したほか、金融機関との連携体制を構築し、情報収集体制を強化するなど幅広く積極的に誘致活動を行っております。

(6) 米沢オフィス・アルカディアへの企業誘致策をどのように考えているのか。維持管理費もかかるはずなので、早急に販売を完了させてほしい。(広幡地区)(六郷地区)

(回答)

当市では具体的な企業誘致策として、新たに助成金制度のほか、近年需要が増えている土地の賃貸制度を創設しました。このほか金融機関との連携体制を構築し、情報収集体制を強化するなど幅広く積極的に誘致活動を行っております。

また、本市が昨年12月に独立行政法人中小企業基盤整備機構から土地を取得したことから、ご指摘のように維持管理費用等を負担しております。

このことから早期の分譲を目指しますが、単に企業を誘致し土地を分譲することを目的とするのではなく、本市の将来の発展に大きく寄与するような企業の立地を進めていきたいと考えております。

24 山の自然を壊さないように木の伐採に制限を設けるべきではないか。(中部地区)

(回答)

米沢市森林整備計画では、「皆伐(一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること)については原則として1箇所当たりの面積を20ha以下とする」等の森林の立木竹の伐採に関する制限事項が盛り込まれています。

森林の立木を伐採する場合、市に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出していただき、その内容が森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ること

ができるよう指導等を行っております。

25 木質バイオマスの活用を進めるべきと考えるがどうか。(中部地区)

(回答)

木質バイオマスの推進につきましては、既に平成24年度より市有林の間伐材をペレット工場に搬入し、製造したペレット燃料を公共施設のペレットストーブで利用しております。また、平成26年度からは木質バイオマス燃焼機器への補助も開始しており、地域の森林資源を有効に活用し積極的に推進していく必要があると考えております。

しかし、間伐材等の未利用材を集積・搬出・運搬する経費と燃料買取価格とのコストの問題等、現実的にはすべてを利用することは厳しい状況でもあることから、路網整備も含めた補助事業を導入しながら、木質バイオマスの需要に見合う供給体制の施設整備や、バイオマス発電への燃料の調達に伴う持続的な森林経営の確立に寄与するものでなければならないことから、今後も推進に向けた調査・研究を進めていきたいと考えております。

26 有害鳥獣対策について

(1) 有害鳥獣対策の効果が上がっていないのではないか。(中部地区)

(回答)

本市の有害鳥獣対策は、平成24年度に設立された米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を中心に関係機関と連携をとりながら実施しております。具体的には、発信機の装着や地域ぐるみの活動などを推進しており、一定の成果を上げております。

今後も防除、捕獲、環境整備を組み合わせた複合的な対策を推進し、行政は有害鳥獣の管理等の全体対策、住民の皆さんには追払い・鳥獣害に強い集落作り等の個別対策といった役割を明確にし、関係機関との連携を図りながら被害対策の推進を行ってまいります。

(2) 有害鳥獣対策におけるリーダー研修は大切だが、具体的に猿害が減っていく効果を何年先と見通しているか。(北部地区)

(回答)

これまで有害鳥獣の捕獲や花火による追い払いなど対処的な対策を行って来ましたが、被害の軽減が見られないという反省に立ち、専門家からの指導・助言なども踏まえ、地域ぐるみでの抜本的な取り組みに転換し、地域住民の皆さんや猟友会及び行政が、より連携を強めながら被害対策を進めているところです。

このようなことから、猿害が具体的に減っていく効果が明確に表れる時期を明確にお示しすることはできませんが、今後、現在進めている地域ぐるみでの抜本的な取り組みの効果を検証し、中長期的な被害対策を検討することにしておりますので、いつごろまでに、どれくらいの被害を減らすことができるかということについても検討していきたいと考えています。

27 愛宕地区の名所旧跡、各施設等を紹介した地図が欲しい。市で各地区の地図を作り、市民、観光客等に配布してはどうか。(愛宕地区)

(回答)

愛宕地区には、名所旧跡があり、愛宕山を含む斜平山一帯は、動植物の宝庫ともいわれ、本市としては、この斜平山周辺を市民及び市外の皆さんにも楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

市で各地区の地図を作り、市民、観光客等に配布してはどうかとのことですが、斜平山周辺のパンフレットについては、既に里山愛好会等の地域団体の方々が「やまがた緑環境税」などを活用し、「斜平山周辺 ハイキングとトレッキングコース図」を作成されております。それぞれの地域特性を活かした「輝くわがまち創造事業」などを活用し、各地区でオリジナルのマップを作成されている事例もありますので、市民協働で進めていただきながら、各コミュニティセンターや観光案内所などへの配置についても検討します。

2 8 小野川地区のまちづくりに要する費用に対して補助制度はないか。(三沢地区)

(回答)

小野川地区のまちづくりに対する補助制度については、現在「輝くわがまち創造事業補助金」、「小野川スキー場利活用支援事業補助金」、「協働提案制度補助金」等の市の制度をご活用いただいているところです。また、県の制度である山形県社会貢献活動促進基金「協働助成事業」をご活用いただいた経過もあるようです。今後におきましても、補助期間が限られているものもありますが、これらの制度を有効にご活用いただきまちづくりを進めていただきたいと思いますと考えているところです。

2 9 除雪について

(1) 除雪に関して抜本的な解決法はないものか。流雪溝は西方面ばかり進んでいるが、他地域も整備充実してほしい。(東部地区)

(回答)

除雪等の雪対策につきましては、まちづくり総合計画に基づき効率的な除排雪体制の確立や消・流雪施設整備などの推進などによって対策を講じておりますが、今後も雪対策に向けて研究を進めてまいります。

また、流雪溝につきましては、その効力をより発揮するには水量及び流末の確保や適度な自然勾配が必要となるため整備路線は限られてきます。

現在、市内各地区から整備へのご要望をいただいておりますが、地区バランスを考慮しながら、現行水利を活用できる路線を中心に計画的な整備に努めていきます。

(2) 除雪機の種類もそうであるが、それぞれの環境に合わせた除雪の対応をしてほしい。(田沢地区)

(回答)

ご要望のとおり、地域によって降雪量など気象状況に違いがありますので、パトロールを徹底し地域の気象条件を確認しながら道路除雪に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、市では、民間の気象予報会社と契約し、事前情報として市役所周辺、南原、峠地区のポイント別降雪量予測の提供を受けていますが、今年度より田沢地区を新た

に追加しますので、これまで以上に地域の気象状況に合った除雪が実施できるものと考えております。

(3) 山間部においては、市街地で雪が降っていなくても降雪量が多い場合がある。このことを配慮した除雪の対応をお願いしたい。(山上地区)

(回答)

ご要望のとおり、市街地と山間部では雪の降り方が違いますので、パトロールを徹底し地域の気象条件の確認を行いながら道路除雪に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、平成24年度より市内各コミュニティセンターに除雪モニターを依頼し各地域の降雪・積雪・道路状況等の情報提供を受け迅速な除雪対応を行っているところです。

ご要望のような状況が発生し、またはその恐れのある場合には、当該地区のコミュニティセンターもしくは米沢市土木課へご連絡をいただければ幸いです。

(4) 県道と市道との交わり部分において、除雪の連携をお願いしたい。(広幡地区)

(回答)

県道と市道との交差点部における除雪による路面の段差や、雪を高く堆雪することでの見通し不良等については、ご指摘のとおり、県、市との道路管理者同士の連携が重要ですので、相互連絡を徹底するとともに道路パトロール等を実施し、円滑な通行を確保するよう努力していきます。

30 輝くわがまち創造事業で「敬師の里」をアピールしていきたいと考えているが、3カ年の事業期間が終わっても、継続して普門院付近の整備をしてもらいたい。また、観光客の増加も期待されることから、公衆トイレの設置も検討してほしい。(山上地区)

(回答)

輝くわがまち創造事業は、平成25年度から平成27年度の3カ年の補助事業として実施しているものであり、現段階では3カ年の事業期間終了後も事業を継続することは考えておりません。しかしながら、輝くわがまち創造事業以外にも、市の「協働提案制度」や山形県社会貢献活動促進基金「協働助成事業」などもありますので、各制度の応募条件を満たす場合はそれらの制度をご活用いただくことも可能と考えているところです。

また、敬師の里は、上杉鷹山の師である細井平州を迎えた地として、羽黒神社の本殿境内と普門院を合わせて、「上杉治憲敬師郊迎跡」として国指定史跡になっており、本市の重要な観光資源の一つですので、更にPRに努めていきたいと考えております。

普門院付近の整備については、昨年10月に開催された第1回議会報告会でも地区の皆さんからの意見要望の一つとして、羽黒神社・普門院周辺の環境整備の提言をいただいておりますので、将来に向けて回遊の仕組みなども考えていきたいと思っております。なお、市としての案内看板等の設置に対する考え方は、看板等の外国語表記への対応もあることから今後検討をしていきたいと考えております。

また、公衆トイレの設置については、羽黒神社境内には、社務所の中と、外には簡易

トイレが設置されています。現在、上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業が行われており、今後、羽黒神社の社務所の改修も予定されていることから、所有者と協議をしながらトイレの改修についても合わせて検討していきたいと考えております。

また、普門院付近の敬師児童遊園の隣に公衆便所が設置されており、普門院を訪れる方も利用できるようになっております。この公衆便所は週1回清掃を行っているところですが、今後の利用状況を確認したうえで、適切な対応について検討していきたいと考えております。

3 1 中小企業振興条例を制定した後において、どのように運用していくかが重要であり、効果の検証を行う必要性があるのではないかと。また、検討委員会の委員はどのような方々を予定しているのか。墨田区の事例は、地域的にも中小企業が多く非常に参考になる。(西部地区)

(回答)

ご指摘のとおり、中小企業振興条例を制定した後の運用が重要だと認識しておりますので、次の段階として、条例をより実効性のあるものとするため、条例を基にして具体的な施策の実施プランを策定し、進行管理を行うことが必要ですので、条例の制定と合わせて検討していきたいと考えております。

次に、検討委員会の委員は、商業・工業・建設業の各団体と金融機関から推薦をいただいた方のほか、山形大学工学部の先生や公募委員を含めた10名となっております。

最後に、先日墨田区の職員を講師に招いて中小企業振興条例に関する講演会を開催したところですが、墨田区は中小企業振興条例を日本で最初に制定し、産業振興を図っている先進地であり、ご指摘のとおり地域的にも中小企業が多く、取組を参考にしたいと考えております。

3 2 河川環境整備について

(1) 県立米沢栄養大学が完成したことで、周辺環境整備をお願いしたい。具体的には、松川河川敷のアカシヤの雑木を撤去し、サイクリングロードの延長も視野に入れて、河川敷に緑地公園を整備していただきたいがどうか。(松川地区)

(2) 通町周辺の松川河川敷には雑木が生い茂っており、かなりの不法投棄が見受けられる。その予防のためにも、環境整備は早急をお願いしたい。(松川地区)

(回答)

通町周辺の松川河川敷については、「山形県河川維持管理計画」に基づいて山形県が管理しており、その維持管理計画によると、河川敷内の雑木等が大雨等の出水時の支障となることから、一連区間の維持すべき流下能力を確保するように支障木対策に取り組んでいただいております。

実際、維持管理を行っている山形県置賜総合支庁河川砂防課にお聞きしたところ、「河川管理上も景観上からも良くないと考えており、昨年度から支障木等の伐採を行っています。今年度も一定程度伐採する予定でおります。」とのことでした。市としても、河川管理者の山形県と連携しながら、適切な河川の維持管理に努めていきたいと考えております。

また、河川敷への緑地公園の整備については、現在、最上川上流河川緑地として米

坂線から花沢大橋まで整備されており、今のところ、新たに整備することは難しいものと考えております。

3 3 松川地区は、世帯数が非常に多く、それに伴い空き家も多い現状である。空き家の敷地で子どもが遊んでいるのを見かけるが、ガラスが破損して危険な状態であることから対応してもらいたい。また、大ケヤキやスギの根が道路に侵攻しているところがあるが、どのように対応すればよいか。(通町4-12-2)(松川地区)

(回答)

ガラスが破損している空き家の状態が、その空き家の敷地外に被害が及ぶおそれのある危険な状態であれば、所有者等を調べ、助言や指導等を行います。さらに危険な状態が進行すれば、勧告、そして所有者等の氏名や連絡先を表示した標識を設置します。それでも改善されない場合は、市が最低限の応急措置を行います。

子どもが遊んでいるということですが、他人の敷地ですので、見かけましたら立ち入らないように注意をお願いいたします。

また、個人敷地内の立木の根が道路に侵攻している場合の対応については、町内会から立木所有者に対して除去等の必要な対策を講じるよう要請していただければ幸いです。

なお、道路管理者側としても、道路を管理するために必要最低限の措置について検討しますのでご相談下さい。

3 4 道の駅の建設場所は、どのようにして上郷に決まったのか。(窪田地区)

(回答)

新道の駅の建設場所につきましては、平成25年1月17日に提出を受けた「米沢市道の駅基本構想検討委員会意見書」を基に、副市長を筆頭に関係部署で組織する庁内調整会議において基本構想に記載したとおり、将来の米沢及び置賜地域を見据え、様々な視点から検討を行い、検討委員会の検討結果を尊重して(仮称)米沢中央インターチェンジ周辺に決定したものです。

3 5 道路の整備等について

(1) 木和田橋の東側の道路が狭くて車がすれ違えない。以前から改善を要望しているがどうなっているのか。(上郷地区)

(回答)

道路改良等のご要望については、事業として実施するためには本市のまちづくり総合計画の実施計画に盛り込み、年次計画で順次実施していくこととなります。しかしながら、現在、国や県事業との調整事業や政策的事業、各地区からの要望事業など継続事業が多く、また厳しい財政事情もあり新規事業に着手することは厳しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。

(2) 南地区中学校が新設されることを考えると、通学路の安全対策という観点からも『万世橋成島線』及び『石垣町塩井線』の早期完成をお願いしたい。(松川地区)

(回答)

都市計画道路万世橋成島線については、市街地南部から(仮称)米沢インターチェ

ンジへアクセスするとともに、市街地の交通処理を円滑にする主要幹線道路として、本市の重要事業に位置付け、県に早期着工を強く要望しているところです。

また、都市計画道路万世橋成島線と石垣町塩井線の一部は、市街地環状線を形成し、市街地の道路ネットワークとして重要な路線であることから、市街地環状線の整備に向けて、今後も県との協議を深めていくとともに、地域との連携を図りながら、早期に着工できるよう環境を整えていきたいと考えております。

(3) 興譲館高校前の歩道は狭いので拡幅を県に要望していただきたい。(南原地区)

(回答)

主要地方道米沢猪苗代線の歩道拡幅のご要望については、平成24年7月24日付で、米沢興譲館高校校長及び同窓会会長の連名により陳情書の提出が市長宛てにありましたので、7月27日付で道路管理者である置賜総合支庁へ要望事項の進達を行っております。

(4) 地吹雪が頻繁に発生する南北の通学路に関して対応策はあるか。(上郷地区)

(回答)

地吹雪が頻繁に発生する路線に対する対応策については、防雪柵が有効だと思います。上郷地区からは県道及び市道への防雪柵設置の要望書をいただいておりますので、県道への設置は置賜総合支庁へ要望書の進達を行っており、市道への設置につきましては、「米沢市まちづくり総合計画」の中で検討していきたいと考えております。

また、地吹雪を防ぐ対応にはなりません。教育委員会では、地吹雪を含め降雪による積雪が多い場合には、学校からの連絡を受け、下校に間に合うよう道路管理者へ除雪要望をしております。